

館林市次世代育成支援行動計画

後期計画

(平成 22 年度～平成 26 年度)

概要版



自然と文化に包まれて

子ども・親・地域がともに育つまち

館 林 市

はじめに

現在、わが国では未曾有の少子高齢化の時代を迎え、地域社会が一体となって子育てを支援していくことが、これまで以上に求められております。

本市においては、平成17年3月に「館林市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでまいりました。この度、市民のニーズの多様化に対応した施策の充実を図るべく、後期5か年計画を新たに策定いたしました。

今後とも、市民が安心して子どもを産み育てることができるやさしいまちづくりを目指してまいりますので、計画の推進にあたり、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



平成22年3月 館林市長 安楽岡一雄

計画策定の背景

我が国は、平成2年の「1.57ショック」を契機に少子化を「問題」として認識し、この少子化の流れに歯止めをかけるために、これまでに様々な少子化対策を実施してきました。

この中で、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するという観点から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。本市においても、平成17年3月に「館林市次世代育成支援対策行動計画」を策定し推進してきました。

しかしながら、前期計画以降の経済情勢や雇用情勢の悪化、母親の就業による共働き世帯の増加など、働き方の多様化に伴う保育需要の増大や市民のニーズの深化・多様化などから、保育をとりまく近年の社会環境の変化は著しいものとなっています。

また、急速な少子化に伴う役割の変化に対応するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組みも求められています。

このような状況を受け、本市においては、次世代を担う子どもたちの育成と子育て家庭の支援を、より一層充実させ、計画的な取組みを推進するために、「館林市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するものです。

計画の策定体制

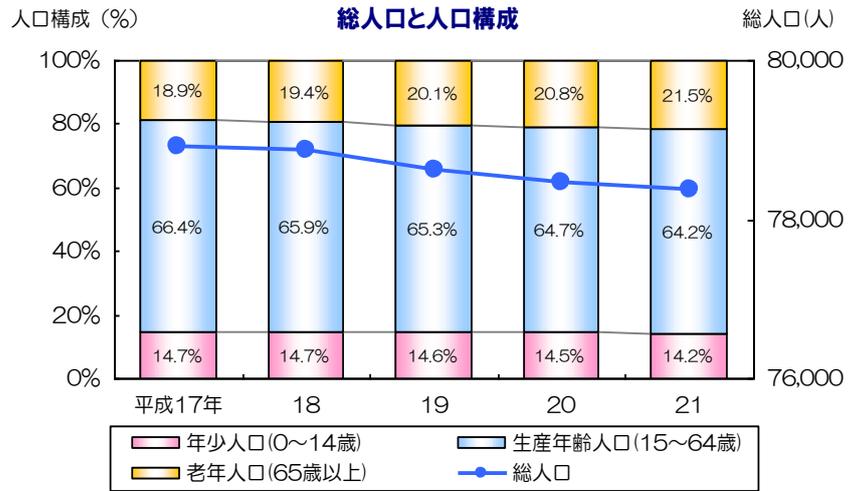
後期計画策定にあたって、館林市の子育て家庭の保育や子育て支援サービスに関するニーズ、児童・生徒の生活実態等、支援策検討の基礎資料とし、後期計画に反映させるために、平成20年度にニーズ調査を実施しました。

また、市民の一般公募委員や地域活動団体、関係機関からの幅広い意見を反映させるため、「館林市次世代育成支援後期行動計画策定委員会」を設置し、ニーズ調査結果をふまえ、後期計画の具体的な内容等について検討し策定しました。

1 総人口と人口構成

館林市の総人口は、平成 17 年から平成 21 年にかけて年々減少しており、平成 21 年には 78,381 人となっています。

人口構成をみると、平成 17 年から平成 21 年にかけて、年少人口及び生産年齢人口が減少する一方、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることがわかります。

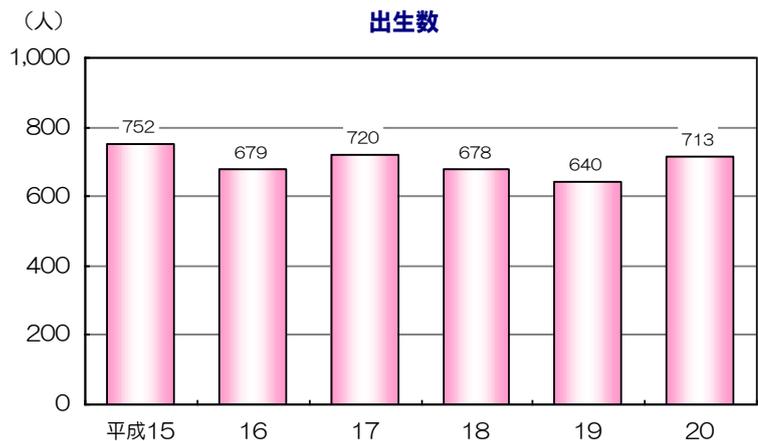


出典：住民基本台帳

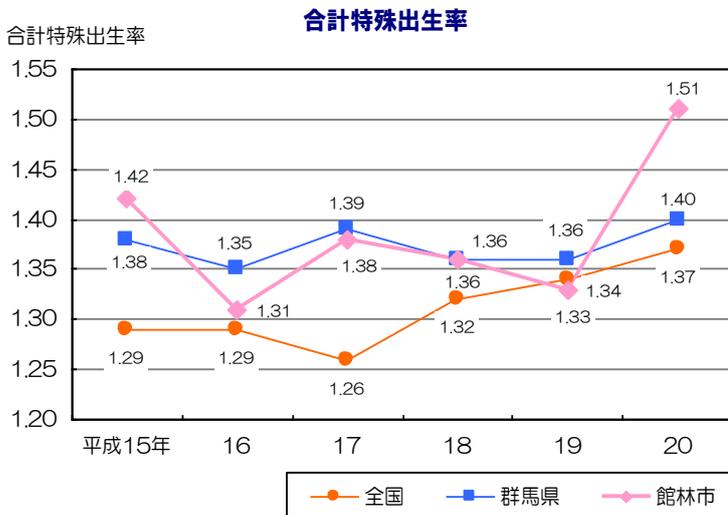
2 出生数と合計特殊出生率

館林市の出生数は、平成 15 年から平成 20 年にかけて 700 人前後を推移しています。

平成 20 年は 713 人と前年に比べ増加しており、今後の出生数の増加が期待されます。



出典：群馬県健康福祉統計年報



平成 20 年における一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す指標となる合計特殊出生率は、全国が 1.37、群馬県が 1.40、館林市が 1.51 となっています。

館林市は、全国及び群馬県に比べ高いものとなっていますが、依然として人口を維持できる水準 2.08 を大きく下回る状況が続いています。

出典：群馬県健康福祉統計年報

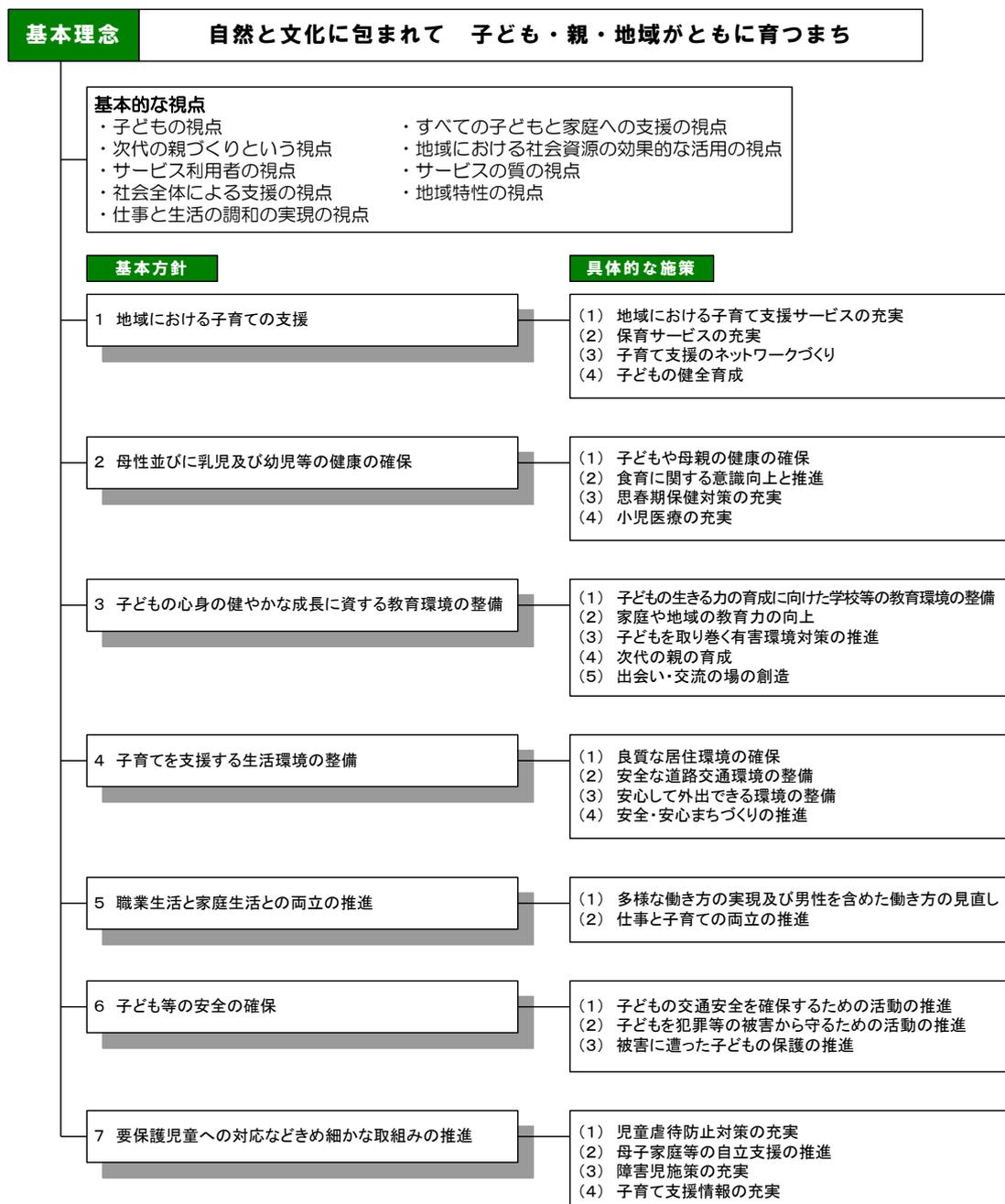
計画の体系

本市は、館林市の目指す都市像である「やすらぎと活力に満ちた公園文化都市」を実現するため、歴史的特性を尊重し、地理的特性や産業特性のいっそうの活用を図り、市民の安心とゆとりの実現を目指したまちづくりを推進してきました。

この中で、少子高齢化社会の到来に伴い、持続可能な活力ある地域づくりを推進するためには、家庭や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもや子どもを育成する家庭を社会全体で支援することが不可欠となっています。

こうした観点から、本市では「自然と文化に包まれて 子ども・親・地域がともに育つまち」を基本理念として掲げ、「館林市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を実施してきました。

後期計画においても、子どもや親、地域が、豊かな自然や多くの文化と触れあいながら、温かい家庭を築いていくことができるよう計画を推進していきます。



計画の内容

1 地域における子育ての支援

人々の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

具体的な施策と主な施策

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) 地域における子育て支援サービスの充実 | (3) 子育て支援のネットワークづくり |
| ・乳児家庭全戸訪問事業 | ・乳幼児親子ふれあい事業の開催 |
| ・子育て支援マップの配布 | ・子育て支援ボランティア活動の推進 |
| ・地域子育て支援拠点事業 | ・マタニティサロン 等 |
| ・子育て相談の充実 等 | |
| (2) 保育サービスの充実 | (4) 子どもの健全育成 |
| ・通常・延長保育事業 | ・児童館運営の充実 |
| ・乳児保育事業の推進 | ・放課後児童健全育成事業の充実 |
| ・一時預かり事業 | ・子ども手当の支給 等 |
| ・保育園の整備 等 | |

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

具体的な施策と主な施策

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 子どもや母親の健康の確保 | (3) 思春期保健対策の充実 |
| ・母子健康手帳の交付 | ・思春期の電話相談事業の実施 |
| ・妊婦健康診査の充実 | ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の実施 等 |
| ・母子保健推進員活動の充実 等 | |
| (2) 食育に関する意識向上と推進 | (4) 小児医療の充実 |
| ・食育事業の推進 | ・かかりつけ医の推進 |
| ・母子栄養事業の推進 等 | ・小児医療機関の充実 等 |

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

具体的な施策と主な施策

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備

- ・中学生海外派遣
- ・ボランティア体験スクール
- ・親子教室の開催 等

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- ・家庭教育に関する学習機会の充実
- ・親子で参加できるイベントの開催
- ・地域活動指導者の育成 等

(3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・地域ぐるみによる補導活動の促進
- ・子どもセーフネット形成事業の推進 等

(4) 次代の親の育成

- ・職場体験の充実
- ・勤労青少年の健全育成
- ・若者就労相談の実施 等

(5) 出会い・交流の場の創造

- ・結婚相談事業の推進



4 子育てを支援する生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な公営住宅の確保や地域の居住環境の整備を進めていきます。

具体的な施策と主な施策

(1) 良質な居住環境の確保

- ・市営住宅管理事業の充実

(2) 安全な道路交通環境の整備

- ・通学路の安全確保
- ・交通安全施設の整備促進 等

(3) 安心して外出できる環境の整備

- ・公共施設の子育て支援環境整備事業の推進
- ・マタニティプレート配布 等

(4) 安全・安心まちづくりの推進

- ・防犯灯の整備
- ・自主防犯活動の推進 等



5 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。また、仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

事業者や市民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方の見直し契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって体制の整備や広報、情報提供などに取り組んでいきます。

具体的な施策と主な施策

(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

- ・ 就労に関する情報提供の充実
- ・ 子育て支援等各種啓発活動の充実 等

(2) 仕事と子育ての調和の推進

- ・ 病児・病後児保育事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業の推進 等



6 子ども等の安全の確保

子ども等の安全を確保するため、交通安全教育や、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

具体的な施策と主な施策

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- ・ 交通安全教室の開催
- ・ チャイルドシート購入助成事業 等

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- ・ 子ども安全協力の家の推進 等

(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

- ・ 被害に遭った子どもの立ち直り支援の推進



7 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障害児及びその家族などへの支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭の子育て支援を推進します。特に、児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を推進していきます。

具体的な施策と主な施策

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 児童虐待防止対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待に関する相談の充実 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・虐待の早期発見と予防事業の推進 等 | <p>(3) 障害児施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児親子すこやか教室開催事業の推進 ・心身障害児集団活動・訓練事業 ・児童デイサービス事業 等 |
| <p>(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援相談の充実 ・ひとり親家庭等福祉医療費の助成 等 | <p>(4) 子育て支援情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広報たてばやし」の活用 |

計画の期間と推進体制

計画の期間

次世代育成支援行動計画の期間は、平成 17 年度を初年度とし、平成 21 年度までの 5 年間で前期、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間で後期とする 2 期 10 年間となっています。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
前期行動計画									
					後期計画策定 のための調査・検討	後期行動計画			

計画の推進体制

この計画は、館林市の少子化対策及び子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという観点から、館林市のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、市民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

○庁内組織である「館林市次世代育成支援行動計画庁内推進委員会」と市民の代表や学識経験者、関係機関等で構成される「館林市次世代育成支援行動計画地域協議会」を活用し、適正な進行管理を行います。

○計画に基づく事業の実施状況を調査し、進捗状況を把握するとともに、事業の実施状況を公表します。

発行 館林市保健福祉部こども福祉課
 〒374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号
 TEL 0276-72-4111 (代表) FAX 0276-72-4210